

I S H I K A W A
Medical
WAVE

いしかわメディカルウェイヴ
石川県地域医療支援センター 広報誌

Spring
2025

vol.25



石川県地域医療支援センター 金沢市宝町13-1 金沢大学附属病院内 TEL.076-265-2991



石川県地域医療支援センター

令和6年能登半島地震

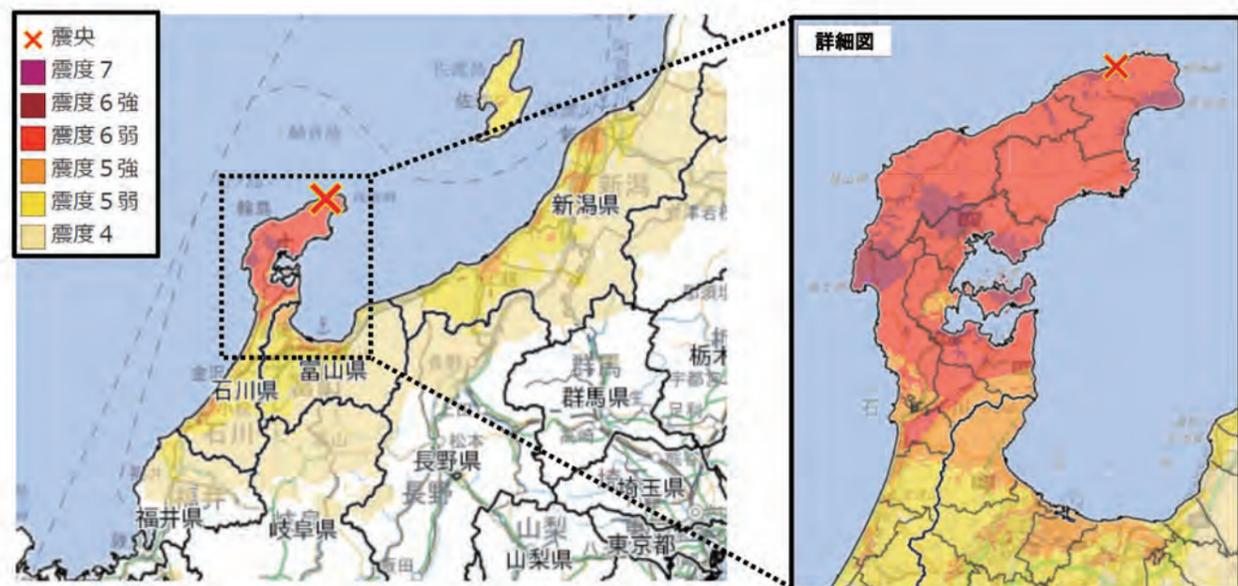
1. 令和6年能登半島地震の概要

令和6年1月1日(月)16時10分頃、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生しました。この地震により、石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6強や6弱の揺れを観測しました。

今回の地震により、石川県能登で大津波警報が発表され、金沢市の観測点で80cmの津波を観測したほか、能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高を観測するなど、能登半島の広い地域で津波による浸水が認められました。

発生時刻	● 令和6年1月1日16時10分頃
震源地	● 石川県能登地方(震源の深さ 約16km)
地震の規模	● マグニチュード7.6
県内の震度	● 震度7 : 輪島市、志賀町
	震度6強 : 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
	震度6弱 : 中能登町
	震度5強 : 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
	震度5弱 : 白山市、津幡町、内灘町
	震度4 : 野々市市、川北町

■ 震度分布図



出典：気象庁HP https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#6/36.781/137.42/&contents=estimated_intensity_map&id=202401011610 推計震度分布を加工して作成

2. 県内における被害状況

令和6年能登半島地震により、奥能登の輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、そして中能登の七尾市、志賀町の6市町を中心に、県内に甚大な被害がもたらされました。

人的被害は令和6年末時点で1,754人、住家被害は103,911棟となり、水道、電気、通信等のライフラインが広範囲で寸断しました。

医療への被害も想像を絶するものであり、能登地域を中心に、多くの医療施設が施設・設備に深刻な被害を受け、また当地の医療従事者の多くも被災するなか、各医療機関は傷病人を懸命に受け入れ、治療を行いました。また、断水等の影響で医療提供の継続が困難となった医療施設からは、DMAT(災害派遣医療チーム)や自衛隊など数多くのご支援により患者の転院搬送を行い、県内はもとより、県外の医療機関にも数多くの患者を受け入れてもらいました。それらの果敢な活動・関係各所の多大なるご支援・ご協力に支えられ、多くの尊い命が救われました。

■ 被害の状況 (令和6年12月27日)

被害区分	被害	
人的被害(人)	死者	498人
	行方不明者	2人
	負傷者	1,254人
小計	1,754人	
住家被害(棟)	全壊	6,077棟
	半壊	18,342棟
	一部破損	79,481棟
	その他	11棟
小計	103,911棟	



▲ 道路被害(のと里山海道)



▲ 火災被害(輪島市内)



▲ 津波被害(珠洲市内)



▲ 液状化現象(内灘町内)

写真はすべて石川県ホームページより

石川県医療計画（第8次）策定

令和6年8月、石川県医療計画（第8次）が策定されました。本頁では医療計画の概要について、次頁以降は、いくつかの分野の医療計画をピックアップして紹介します。

【 計画の趣旨 】

少子高齢化が進行し、県民意識も多様化するなか、県民が安全で良質な医療を受けることができる地域社会・住民・患者の視点に立った医療連携体制の構築を図っていくことが重要な課題となっている。そのため、今後求められる、県民ニーズに即した医療提供体制の整備に関する基本的な指針として、本計画を策定する。また、令和6年能登半島地震を踏まえた対応については、本計画の策定時点では流動的な部分が多いことから、中間年に災害の影響を踏まえた見直しを行うこととする。

【 計画の位置付け 】

医療法の規定に基づく医療を提供する体制の確保に関する計画

【 計画の期間 】

令和6年度からの6年間

【 重点項目 】

- (1) 地域医療構想の推進による地域の医療機関相互の機能分担と連携強化
- (2) 医療計画と介護保険事業(支援)計画との整合性の確保
- (3) 新興感染症の感染拡大時における医療体制の整備
- (4) 子ども(周産期・小児)の医療体制の充実
- (5) 医師・医療従事者の確保

【 計画の特徴 】

- (1) 急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの切れ目のない医療を提供する体制を整備
- (2) がんや循環器病などの事業ごとに、医療圏の枠にとらわれない柔軟な医療連携体制を構築
- (3) 住民に分かりやすい医療情報を提供する体制を整備
- (4) 計画の推進に当たり、具体的な数値目標、評価体制を設定

石川県医療計画 医師確保

石川県医師確保計画について

石川県医師確保計画は、三次医療圏及び二次医療圏ごとに、医師偏在指標を踏まえた医師確保の方針、確保すべき目標医師数、目標の達成に向けた施策内容という一連の方策を定めるものである。

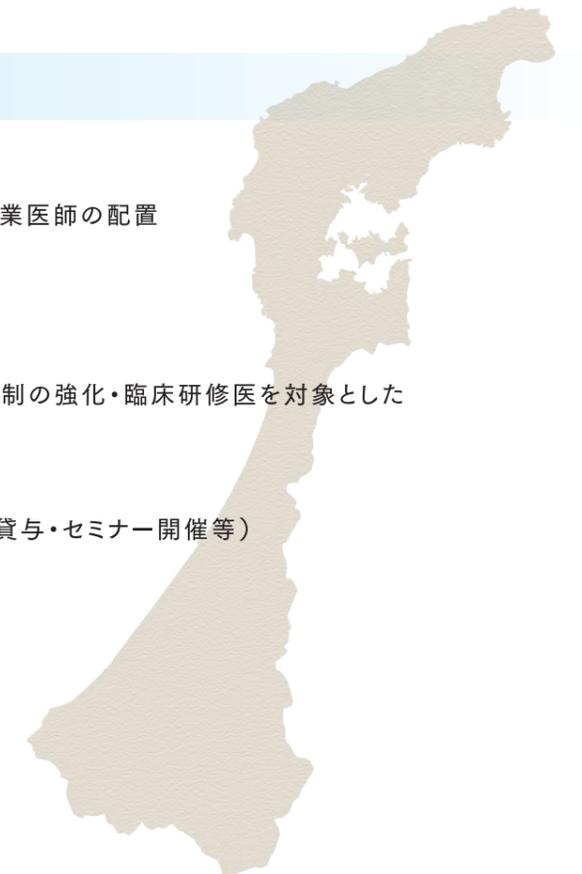
課題について

厚生労働省から示された「医師偏在指標」によれば、本県は医師多数都道府県に区分されるが、地域間・診療科間における医師偏在の解消に向けた取り組みが引き続き必要である。

- ① 能登北部地域を中心とした医師の確保
- ② 将来に向けた県内就業医師の確保
- ③ 特定診療科医師の確保
- ④ 病院勤務医師等への支援

対策について

- 自治医科大学卒業医師の派遣の継続
- 金沢大学医学類特別枠医学生のカリヤ形成支援と卒業医師の配置
- 将来に向けた県内出身医学生の確保
(医学部進学セミナーにより、医学部進学を働きかける)
- 臨床研修医及び専攻医の確保
(臨床研修合同説明会の開催・臨床研修病院の指導体制の強化・臨床研修医を対象とした専門研修を紹介するセミナーの開催)
- 医師が不足している診療科を目指す医学生等の確保
(産科・小児科等を目指す医学生等が対象の修学資金貸与・セミナー開催等)
- 病院勤務医や女性医師への支援策の推進
(女性医師支援センターによる相談窓口の設置、助言)
- 地域病院サポートチームによる支援
(宿日直勤務の代替要員の派遣)



石川県医療計画 救急医療

救急医療について

救急医療とは
通常診療時間外の傷病者及び緊急に医療を必要とする傷病者に対し提供される医療のことである。

課題について

- ① 初期救急医療体制の確保
- ② 二次救急医療体制の確保
- ③ 三次救急医療体制の確保
- ④ 関係機関同士の連携強化
- ⑤ 新興感染症の発生・まん延時の感染症対応と救急医療の両立
- ⑥ 病院前救護活動の充実
- ⑦ 県民への普及啓発

確立と対策について

- 在宅当番医制、休日夜間急患センターの運営
- 病院群輪番制等の実施、救急告示医療機関の適切な配置
- ドクターヘリによる患者の受け入れ体制の確保・初期、二次救急医療機関との機能の分担と連携方策の検討
- 消防機関や医療機関等の関係者による宿日直医情報の共有・救急医療機関とかかりつけ医や介護施設等の関係機関との連携強化
- 新興感染症疑い患者の救急搬送を受け入れる輪番病院（要入院患者等受け入れ）、救急外来病院（軽症患者等受け入れ）の確保
- AEDの設置・有効活用の促進
- 救急医療機関及び救急車の適正な利用の普及啓発



石川県医療計画 へき地医療

へき地医療について

へき地とは、無医地区、準無医地区などのへき地保健医療対策を実施することが必要とされている地域であり、へき地の患者に対して提供される医療がへき地医療である。

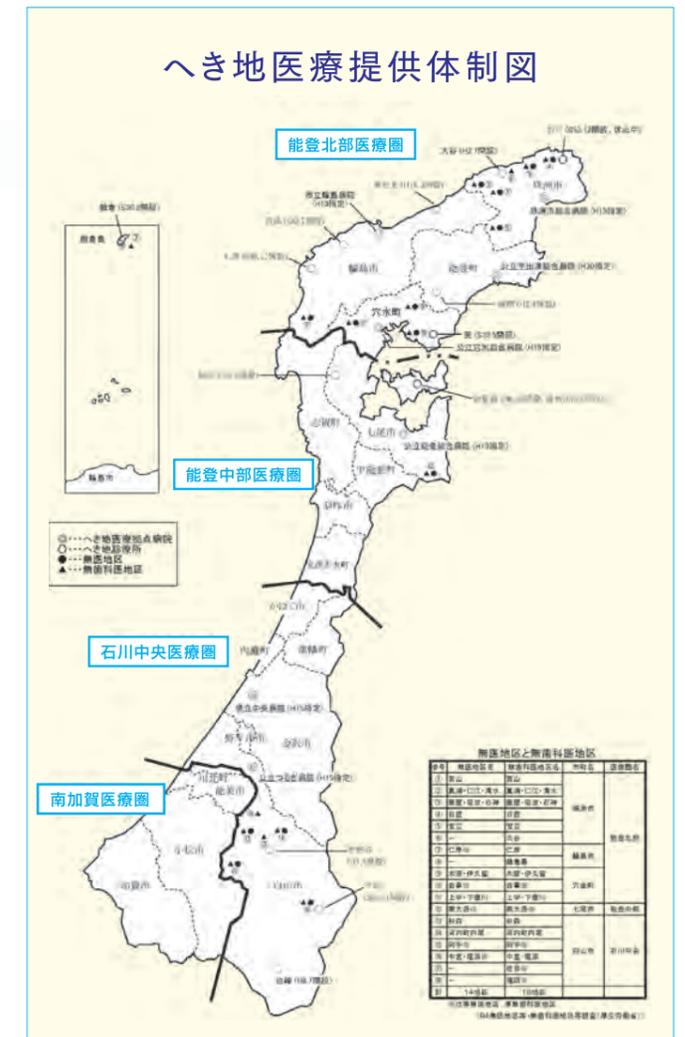
課題について

- ① へき地医療の確保
- ② へき地における医師の確保
- ③ へき地における看護師の確保
- ④ 他の医療圏との連携強化

対策について

- へき地医療拠点病院（7病院）、へき地診療所（13医療機関）による、無医地区等へ巡回診療
- へき地医療拠点病院等への診療支援
- 遠隔診療（オンライン診療等）の活用
- 自治医大卒医師や金大医学類特別卒医師の派遣（能登北部等）
- 看護学生への修学資金の貸与、看護の魅力発信等による就業看護師の定着促進
- 他の医療圏との連携強化（ドクターヘリの活用等による緊急時の患者搬送体制の確保）

へき地医療提供体制図



石川県医療計画 小児医療

小児医療について

小児医療とは

一般的に15歳未満の者を対象とする医療を指す。

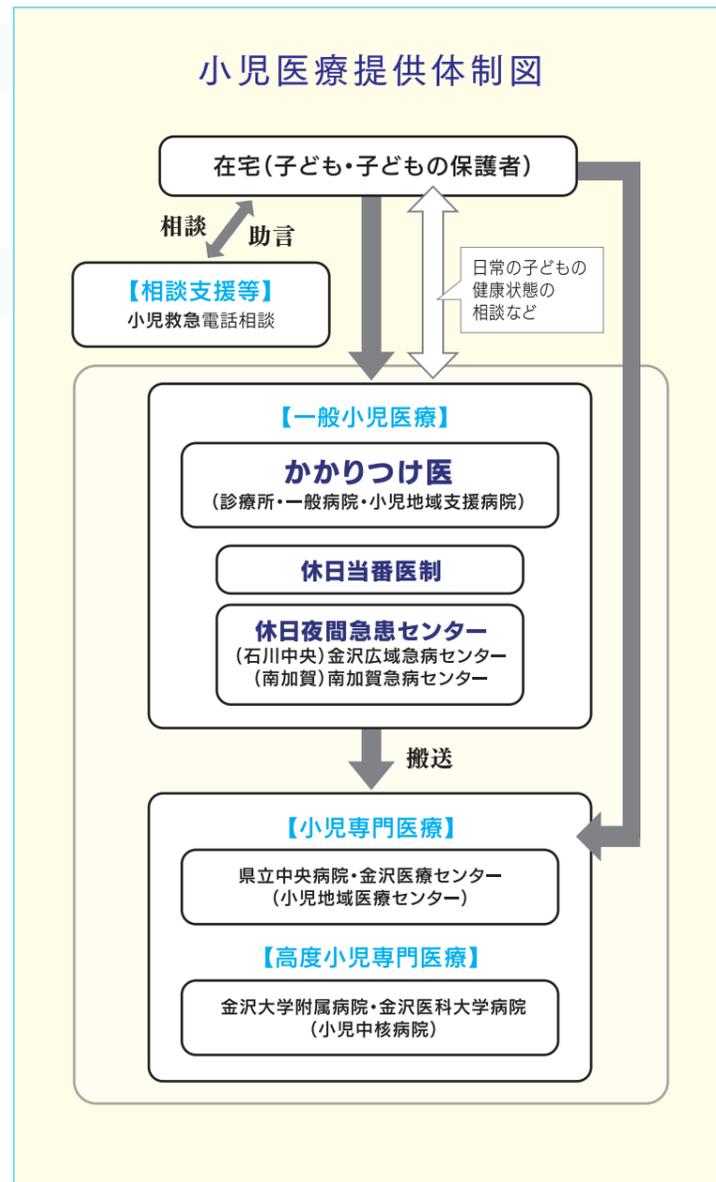
入院、外来に加え、小児医療に関連する業務として、育児相談、小児の成長発達の相談、心のケア、予防接種、児童虐待への対応等の保健活動がある。

課題について

- ① 保護者に対する相談支援
- ② 小児医療体制の充実

対策について

- 保護者への普及啓発（「こどもの救急ガイドブック」の配布）
- 保護者からの相談体制の整備（夜間小児救急電話相談で小児科医等が急病時の対応を助言、子どもの病気や成長について医師等に相談できる体制検討）
- 赤ちゃん協議会や小児医療協議会の開催による新生児・小児の医療体制の検討（救急搬送・受け入れを含む）
- 小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院による専門小児医療の提供
- 修学資金貸与制度の活用、女性医師に対する相談助言の実施
- 子どもの心を診療を担う専門医の充実、母子保健や児童福祉等の関係者の連携強化



石川県医療計画 周産期医療

周産期医療について

周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいう。

この時期は、特に母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があることから、周産期を含めた前後の期間における医療を特に「周産期医療」という。

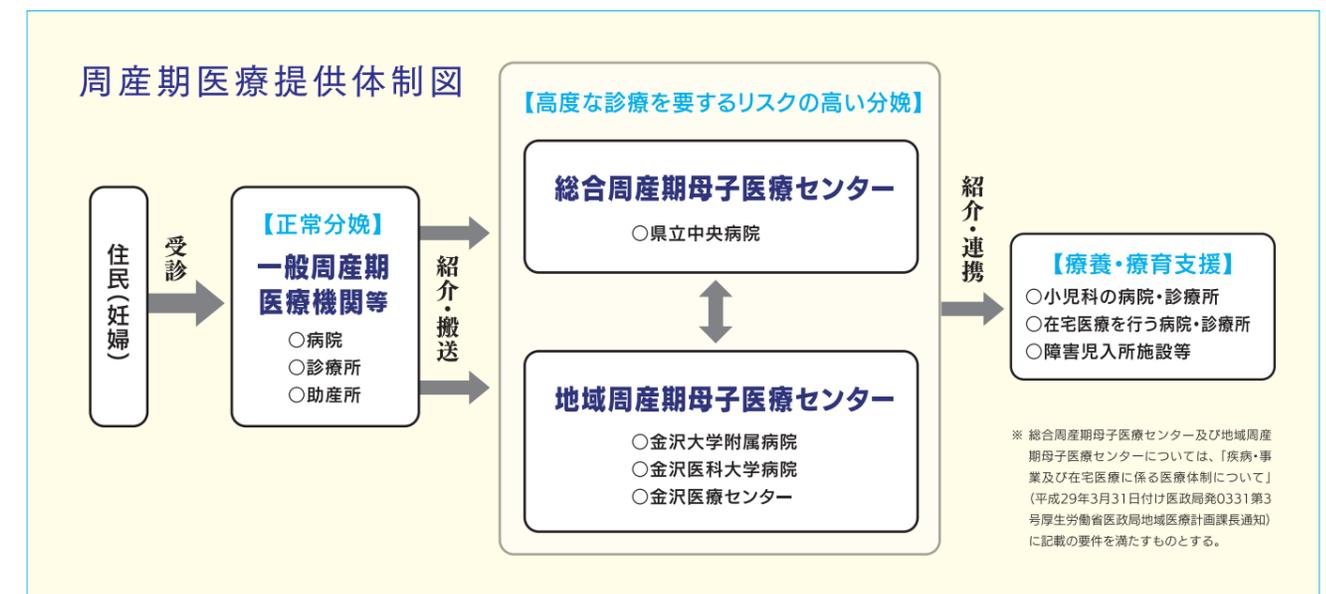
課題について

- ① 周産期医療体制の充実
- ② 周産期医療従事者の確保
- ③ 妊産婦等への支援

対策について

- 赤ちゃん協議会や周産期医療協議会等において安心して安全な周産期医療体制の整備について検討
- ハイリスク妊産婦や低出生体重児に対する高度な医療の提供(NICU〈新生児集中治療室〉〈出生1万人対25床~30床〉の維持〈現在30床稼働〉)
- 能登・南加賀の医療機関の役割分担や連携体制の強化、機能強化についての検討
- 大学等が連携し若手医師が県下全域で勤務しながらキャリアアップを行う仕組みの構築
- アドバンス助産師など、質の高い助産師の育成の支援
- 妊産婦、乳児を持つ家庭への支援(妊婦健康診査受診の勧奨、妊産婦の心のケアや相談支援等の推進)

周産期医療提供体制図



石川県医療計画 在宅医療

在宅医療について

在宅医療とは

高齢になっても、病気や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療であり、医療や介護、生活支援等のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの不可欠の構成要素である。

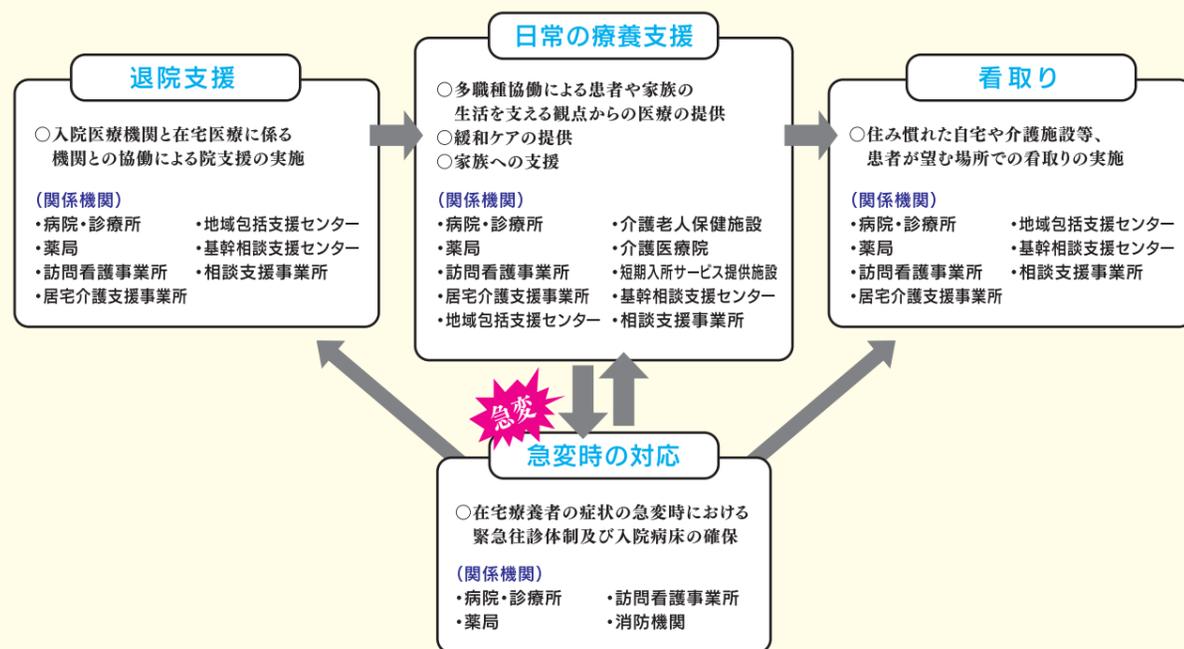
課題について

- ① 在宅医療体制の強化
- ② 在宅医療を支える人材の育成
- ③ 住民への在宅医療の普及啓発

対策について

- 在宅医療体制の強化
(退院後ケアの円滑な提供に向けた医療・介護の連携、各地域における患者の急変時の対応や連携体制の検討)
- 在宅医療に従事する医療関係者への研修の実施・受講支援
- 在宅医療や看取り、認知症などについての県民公開講座の開催、人生会議(ACP)についての広報等

在宅医療提供体制図



石川県地域医療支援医師 修学資金貸与制度

対象者

小児科医(小児外科含む)・産科医(産婦人科含む)・麻酔科医・外科医(脳神経外科含む)を目指す

- 医学生5・6年生
- 臨床研修を終了した大学院生



貸与額

年額 2,400,000円

貸与期間

最長2年間

貸与人数

4名

募集期間

毎年4～6月に第一次募集を行います。
(一次募集で4名に満たない場合、追加募集を行います)

返還免除

臨床研修終了後(大学院生の場合は大学院修了後)6年間のうち、石川県知事が指定する自治体病院^(★)で貸与期間と同じ期間(最長2年間)、小児科、産科、麻酔科又は外科の医師として勤務した場合、返還が免除されます。

※ 返還となったときは、貸与を受けた修学資金の額に利息(年10%)を加えた額を一括して返還しなければならないこととなります。

★ 知事が指定する自治体病院

市立輪島病院、珠洲市総合病院、公立宇出津総合病院、公立穴水総合病院、公立能登総合病院、公立羽咋病院、町立宝達志水病院、町立富来病院、能美市立病院、小松市民病院、加賀市医療センター、県立中央病院

※ 県立中央病院は産科のみ

<お問い合わせ>

石川県健康福祉部地域医療推進室

TEL 076-225-1449 FAX 076-225-1434

E-mail iryoujin@pref.ishikawa.lg.jp